

平成20年

4月1日より自賠責保険料が値下げ となります

自賠責保険の主な保険料

(単位：円)

車種	現行負担額	平成20年4月1日 から適用される 改定保険料	改定額
自家用乗用自動車	30,830	22,470	△ 8,360
自家用小型 貨物自動車	25,940	19,290	△ 6,650
小型二輪自動車	20,240	13,400	△ 6,840
軽自動車	25,000	18,980	△ 6,020

(注)：上記保険料は、離島以外の地域（沖縄県を除く）に適用される2年契約に係るものです。